

消費税軽減税率

導入後の対応は
大丈夫ですか？

フォローアップセミナー

10月の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が開始されました。記帳等の経理など日々の業務で対応が必要なことや、組合会計においても対応が必要となる場合があります。決算や納税申告に向けて早急な対応が必要です。更に、令和5年10月からは、中小企業に大きな影響があると言われており、インボイス制度が導入される予定となっており、早めの対策が必要です。

参加費
無料

軽減税率制度は**全ての事業者の方に関係があります！**

日時

2019年11月27日(水)
15:00~17:00

講師

税理士法人中央総合会計
代表税理士 井内 敏樹 氏

場所

旭川トーヨーホテル 3階エメラルド
(旭川市7条通7丁目32-12)

内
容

- ①軽減税率制度の概要・今後のスケジュール
- ②決算や納税申告に向けての対応（組合会計特有の論点を含む）
- ③適格請求書等保存方式（インボイス制度）に向けて必要な対策

セミナーの内容を具体的に実践していく際に、きめ細かな指導を受けられることができる専門家派遣事業もご活用下さい！（裏面参照）

【参加申込】裏面の参加申込書を、11月22日（金）までにFAX又は郵送にてお送りください。

【お問い合わせ先】



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

上川・宗谷支部

旭川市常盤通1丁目 道北経済センター

TEL 0166-22-5601 FAX 0166-22-5921

URL <https://www.h-chuokai.or.jp>

消費税軽減税率フォローアップセミナー (11月27日開催) 参加申込書

組合名 又は 企業名	(所属組合: _____) ※組合員の場合は、所属する組合名もあわせてご記入ください。		
住所			
連絡先	TEL		
	担当者		
参加者	役職	氏名	

消費税軽減税率対策相談等事業（専門家派遣）

北海道中小企業団体中央会では、中小企業・小規模事業者が消費税率引上げや消費税の制度改正に円滑・適正に対応していくことが求められていることから、業界別の課題や個別企業の課題などにきめ細かく対応するため、専門家派遣による支援を行います。

項目	内容
申込期限	令和元年12月27日（金）
専門家派遣期限	令和2年1月20日（月）
対象	道内中小企業組合及び組合員
相談内容	軽減税率・インボイス制度、価格転嫁対策など消費税に関連する内容であること。

※ 専門家派遣に関する申込方法等の詳細は当会HPを覧下さい。
https://www.h-chuokai.or.jp/oshirase/news/2019_shouhizei_expert.html